

慶良間サンゴ礁保全利用部会
沖縄本島支部

沖縄本島支部 規約

制定 2013年3月25日

慶良間地域エコツーリズム推進全体構想

慶良間サンゴ礁保全利用部会沖縄本島支部 設立趣旨

慶良間地域におけるエコツーリズムの基本理念は、自然環境の保全をしながら自然を有効利用することです。自然環境の保全や再生に向けてこれまで以上に取り組むとともに、豊かな自然環境の恩恵を受けながら適切な量の観光客を受け入れ、地域の自然環境の保全を第一に、地域の生活や経済を維持し発展させること、そのことを踏まえ、慶良間側からサンゴ保全に対する義務・責任が訴えられ、沖縄本島事業者の組織化についても強い要望がありました。慶良間海域の利用も、すでに過剰利用であることが指摘され、適正な利用者数と明確なルールに基づいた利用が求められています。

課題の一つとして、保全活動に参加しない事業者も同じ資源を利用していることから、保全活動に参加しない事業者に対する不信感があります。今後は保全活動に参加しない事業者は、エコツーリズム対象範囲と特定自然観光資源を利用できなくなります。

この度、慶良間諸島の特定自然観光資源の保護及び育成を関係者全員の協力の下で計画的に実施する為、慶良間サンゴ礁保全利用部会を設置することになり、その中で沖縄本島事業者がエコツーリズム対象範囲と特定自然観光資源を利用する為の、沖縄本島支部を設立する運びとなりました。

この本島支部は、未来に沖縄の豊かな自然を残すことや、慶良間側の支部と協力体制をしっかりと取り、今後発生する各問題に対して組織的に対処していけるように、また、既存の沖縄本島側団体の枠を超えて、エコツーリズム対象範囲と特定自然観光資源の利用者に対してしっかりと機能することが目的です。慶良間の海を保全し沖縄本島事業者も、慶良間側支部と同じルールで適切に慶良間海域を利用することを重要課題として設立します。

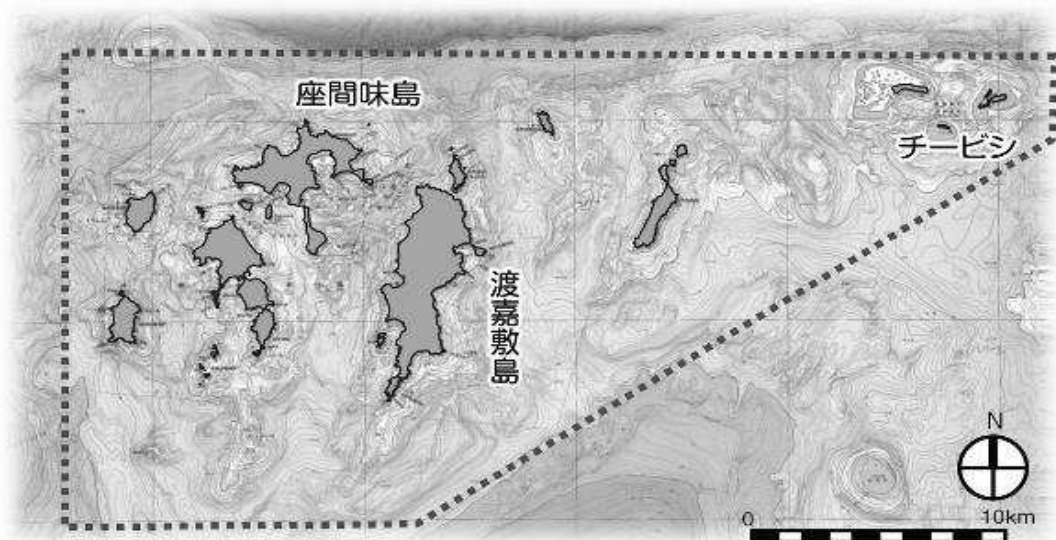
【慶良間地域エコツーリズム推進全体構想から一部抜粋】

慶良間地域エコツーリズム推進全体構想の対象となる範囲

慶良間地域では渡嘉敷村と座間味村が一体となってエコツーリズムを推進していきます。

エコツーリズムの対象となる範囲は、渡嘉敷村と座間味村の陸域及び海域とします。

(下図の点線の範囲に含まれる島々と、それらの周辺海域)



慶良間地域エコツーリズム推進全体構想

慶良間サンゴ礁保全利用部会 沖縄本島支部 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、慶良間サンゴ礁保全利用部会 沖縄本島支部という。

(事務所)

第2条 この支部は、主たる事務所を沖縄本島に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 この支部は、慶良間地域エコツーリズム推進全体構想に則って、慶良間サンゴ礁保全利用部会がエコツーリズムを進めるにあたり、沖縄本島事業者が慶良間側支部と具体的な行動計画を共有しエコツーリズムに係る事業に協力、連携、行動していくことを目的とする。エコツーリズム対象範囲と特定自然観光資源を利用する沖縄本島事業者は沖縄本島支部に加盟しなければならない。

(活動)

第4条 この支部は、前条の目的を達成する為、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 普及啓発・環境教育を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第3章 会員

(種別)

第5条 この支部の会員は、次の2種とし、正会員と会員をもって会員とする。

- (1) 正会員 慶良間利用に関して渡嘉敷、座間味各村長の承認をもらっている事業者及び船舶提供者
- (2) 会員 この支部の目的に賛同し、活動するダイビング事業者、船舶提供者及び個人インストラクター

(入会)

第6条 この支部に入会を希望する者は以下の内容を了承し、必要書類を添付し沖縄本島支部事務局に対し届け出なければならない。(有効期限がある書類は更新ごとに提出しなければならない)

2 沖縄本島内に店舗を構え、沖縄県リゾートダイビング事業連合会(以下、FORD1)に店舗登録もしくは、個人インストラクター登録している事業者、あるいは沖縄県公安委員会から指定を受けている安全対策優良事業者(写真はデータで提出)

(1) FORD1登録事業者あるいは安全対策優良事業者が提出する書類は以下である

- ① 沖縄本島支部入会誓約書 (第3章様式 第6条関係2号-1)
- ② 従業員スタッフ(ガイドダイバー登録)の名簿及び顔写真 (第3章様式 第6条関係2号-1)
- ③ FORD1登録事業者通知書(写)、あるいは安全対策優良事業者指定通知書(潜水業)(写)
(指定の期間が切れていないもの)

(2) 船舶を保有している場合は、提出する書類は以下である(写真はデータで提出)

- ① 沖縄本島支部入会誓約書(船舶用) (第3章様式 第6条関係2号-2)
- ② 船舶検査書(写) (期間が切れていないもの)
- ③ 船舶の保険(写) (期間が切れていないもの)
- ④ 船舶の写真
- ⑤ 船長の名簿及び連絡先(携帯電話) (第3章様式 第6条関係2号-2)
- ⑥ 水難救助員名簿 (第3章様式 第6条関係2号-2)
- ⑦ 安全対策優良事業者指定通知書(プレジャーボート提供業)(写)(指定の期間が切れていないもの)

(3) FORD1に登録手続き中、あるいは個人インストラクター登録している事業者が提出する書類は以下である(写真はデータで提出)

- ① 沖縄本島支部入会誓約書 (第3章様式 第6条関係2号-1)
- ② 従業員スタッフ(ガイドダイバー登録)の名簿及び顔写真 (第3章様式 第6条関係2号-1)
- ③ 個人インストラクター登録事業者通知書(写)

(4) 船舶提供業者(乗合船)が提出する書類は以下である(写真はデータで提出)

- ① 沖縄本島支部入会誓約書(船舶用) (第3章様式 第6条関係2号-2)
- ② 船舶検査書(写) (期間が切れていないもの)
- ③ 船舶の保険(写) (期間が切れていないもの)
- ④ 船舶の写真
- ⑤ 船長の名簿及び連絡先(携帯電話) (第3章様式 第6条関係2号-2)
- ⑥ 水難救助員名簿 (第3章様式 第6条関係2号-2)
- ⑦ 安全対策優良事業者指定通知書(プレジャーボート提供業)(写)(指定の期間が切れていないもの)

(登録料及び会費)

第7条 会員は、本島支部総会において別に定める登録料及び会費等を事業者ごとに納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき
- (2) 会員である事業所もしくは企業が消滅したとき
- (3) 会費を納入期限までに納められなかったとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は退会届を本島支部に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき

(2) この支部の名誉を傷つけ、または目的及び活動に反する行為や行動をしたとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の登録料、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この支部には正会員の中から次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以下

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、4名を副会長とする。

3 会長及び副会長は事務局を兼務してはならない。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 4名 (那覇以南地区、宜野湾周辺地区、砂辺周辺地区、読谷周辺以北地区)

(3) 事務局長 1名

(4) 監事 2名

(選任等)

第13条 支部長、副支部長及び監事は理事会において選任する。

2 事務局長は理事会において支部長が選任する。

3 監事は、理事を兼ねる事が出来ない。

(職務)

第14条 支部長はこの支部を代表し、その業務を総理する。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は支部長が欠けたときは、支部長が予め指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この支部の業務を遂行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 役員の業務執行の状況を監査すること

(2) この支部の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この支部の業務又は財産に関し不正の行為又は法令、若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの支部の財産について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を

請求すること

(任期等)

第15条 役員の任期は2年で4月1日から翌々年3月31日までとする、ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事が、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

2 監事が欠けた場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。

この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障をきたすと認められる場合

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第18条 役員は以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行する為に要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て支部長が別に定める。

(職員)

第19条 この支部に、その他職員を置く。

2 職員は支部長が任命する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この支部の総会は、通常総会と臨時総会の2種類とする。

(構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 合併

- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 登録料及び会費の額
- (8) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。(5月開催)

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第24条 総会は、支部長が招集する。

- 2 支部長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは、一般的な方法をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は支部長もしくは総会に出席した正会員から選出する。

(定足数)

第26条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等とする。

- 2 やむをえない理由の為、総会に出席出来ない正会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わる事が出来ない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、以下の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会はこの規約で定めるものの他、以下の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 支部長が必要と認めたとき
- (2) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- (3) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は支部長が招集する。

- 2 支部長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは、一般的な方法をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は支部長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等とする。

- 2 やむをえない理由の為、理事会に出席出来ない理事はあらかじめ通知された事項について書面もしくは、一般的な方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、以下の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この支部の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この支部の資産は支部長が管理し、その方法は総会の議決を経て支部長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この支部の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この支部の会計は、目的の事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この支部の事業計画及びこれに伴う収支予算は支部長が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむをえない事由により予算が成立しないときは、支部長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することが出来る。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この支部の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに支部長が作成し監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が発生したときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この支部の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるものの他、借入金の借り入れその他、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

第8章 規約の変更、解散及び合併

(支部規約の変更)

第48条 この支部が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければいけない。

(解散)

第49条 この支部は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始の決定

2 前項第1号の事由によりこの支部が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この支部が解散(合併又は破産手続きの開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で選定するものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この支部が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この規約の施行について必要な細則は、総会の議決を経て支部長がこれを定める。

(附則)

- 1 この規約はこの支部の成立の日から施行する。
- 2 この支部の設立当初の支部長、副支部長、事務局長、理事、事務局、監事及び顧問は次に掲げる者とする。

支部長	松井 (シーマックス)
副支部長	水野 (パラダイス倶楽部)
副支部長	水野 (ブルーフィールド)
副支部長	渋谷 (アイランドメッセージ)
副支部長	豊里 (ティード)
事務局長	村野 (リベルテ)
理事	池宮城 (海竜潜水)
理事	當間 (アイランダー)
理事	坂崎 (リーファーズ)
理事	福田 (シーサー)
理事	中村 (ナハシーマリン)
理事	川崎 (サニーズ)
理事	内原 (ピンクマーリン)
理事	濱口 (なんくる)
理事	武富 (アルファダイブ)
理事	中西 (青川ダイビング)
理事	横田 (ブルーリーフ)
理事	山河 (H I Dアクロス)
理事	奥山 (ラフト)
理事	黒部 (ロコマリン)
事務局	山口 (マリーンプロダクト)
事務局	五十嵐 (シーサー)
事務局	我喜屋 (MSO)
事務局	
監事	五十嵐 (シーサー)
監事	永見 (オルオル)
顧問	
顧問	

- 3 この支部の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2015年3月31日までとする。

- 4 この支部の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この支部の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず成立の日から2014年3月31日までとする。
- 6 この支部の設立当初の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(正会員)	登録料 ¥ 10,000
	会費 ¥ 12,000
(会員)	会費 ¥ 12,000